

公共労速報 No.238

2016年8月12日 公立学校共済組合職員労働組合 TEL03-3872-6175

2016年人事院勧告

月例給、一時金とも引き上げ勧告

月例給 0.17% 一時金 0.1 月改善

人事院は今日8日、一般職国家公務員の賃金等について、官民較差「708円、0.17%」に基づく月例給の改定、一時金の0.10月引き上げ、扶養手当の見直し、医師の処遇改善、仕事と家庭の両立支援に関する制度改正などの勧告・報告を行いました。

物価上昇に追いつかず

3年連続の引き上げ勧告で、看護師初任給1700円引き上げなど若者層を重視するとともに、再任用を含むすべての号俸での改善となったことは、春闘はじめとした運動の反映です。しかし、2015年度の消費者物価指数は対前年比で0.8%上昇しているため、0.17%の改善では、実質賃金の低下となり、生活改善にはほど遠い引き上げ幅です。また、「給与制度の総合的見直し」により、多くの中高年層は現給保障額を受けています。わずか400円の引き上げでは、実質的な賃上げにつながりません。中高年層にまったく配慮を欠いた勧告であり、重大な問題です。

一時金 改善分は勤勉手当に

一時金は、0.10月引き上げて4.30月としています。一時金も3年連続の引き上げとなりました。引き上げ分はすべて勤勉手当に配分するとしています。現行の人事評価制度には不十分な点が多いまま、人事評価の結果を直接反映する勤勉手当を拡大していくことには問題があります。今後も勤勉手当を拡大するというなら、評価の客観性・公正性について検証すべきです。

一方的に扶養手当の改悪を強行

扶養手当の「見直し」の内容は配偶者にかかる手当を現行1万3千円から6500円に減額すること、その原資で子にかかる手当を現行6500円から1万円とすること、配偶者がいない場合の1人目の扶養親族にかかる手当額の特例の廃止などです。配偶者にかかる手当の減額は経過措置が設けられますが、この改悪によって扶養手当受給者の半数を超える職員が引き下げになると計算されています。90%近い民間事業所が配偶者の家族手当を支給している状況であり、引き下げに道理はありません。道理のない引き下げを公立共済に持ち込ませない闘いに全力をあげましょう！

今年の給与勧告のポイント

- ①月例給0.17%引き上げる、ボーナスを0.1カ月引き上げ。全額勤勉手当に配分
- ②配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げる。
- ③専門スタッフ職俸給表に4級を新設